

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第一項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令の一部を改正する命令（案）について（概要）

令和7年6月
デジタル庁デジタル社会共通機能グループ

I 改正の概要

(1) 公費負担医療制度における個人番号の利用に係る改正

- 公費負担医療制度に係る事務の処理に当たり、必要な限度で個人番号の利用を可能とするため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第一項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令（令和6年デジタル庁・総務省令第8号。以下「準法定事務主務省令」という。）を改正し、以下の事務について所要の規定の整備を行う。

1. 特定疾患治療研究事業の実施（表の12の項関係）

- ・ 本事務は、都道府県知事が実施する「特定疾患治療研究事業について」（昭和48年4月17日付け衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知）の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務である。
- ・ 当該事務は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）別表131の項の下欄に掲げる事務（難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下「難病法」という。）による事務）に準ずる事務として規定されているものであるところ、今般、新たに当該事務において治療研究に必要な費用の交付を行う際にも個人番号の利用を可能とする。

2. 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業の実施（新設）

- ・ 本事務は、都道府県知事が実施する「先天性血液凝固因子障害等治療研究事業について」（平成元年7月24日付け健医発第896号厚生省保健医療局長通知）別紙の先天性血液凝固因子障害等治療研究事業実施要綱に基づく先天性血液凝固因子障害等治療研究事業の実施に関する事務である。
- ・ 当該事業に関する事務について、番号利用法別表131の項の下欄に掲げる事務（難病法による事務）に準ずる事務として新たに規定するとともに、当該事業における治療費の支払等の事務において個人番号の利用を可能とする。

(2) その他所要の規定の整理

II 今後の予定

- 公布日：令和7年7月下旬
- 施行期日：公布日